

## 石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の規定による建設工事（以下「建設工事」という。）について、石川県財務規則（昭和38年規則第67号。以下「財務規則」という。）第126条の規定により指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準及び随意契約に係る見積書を提出する者の選定について、法令その他別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (指名競争入札参加資格者)

第2条 建設工事の指名競争入札に参加することのできる者は、財務規則第125条の規定により準用する第111条第2項の規定により作成した請負業者有資格者名簿に記載された者（以下「有資格者」という。）とする。

### (指名競争入札参加者の指名)

第3条 指名競争入札に参加する者を指名するときは、次に定める場合を除き、別表第1に定めるところにより、当該工事の工事種別ごとの発注予定金額に相当する前条の請負業者有資格者名簿による等級に属する有資格者の中から選定するものとする。

(1) 当該工事の発注予定金額に相当する等級に属する有資格者が少数である場合及び地域性又は安定的施工のため必要と認める場合は、直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名することができるものとする。

(2) 特別の技術を要する工事又は特別の理由のある工事は等級に関係なく指名できるものとする。

2 前項第1号に定める直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名する場合の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

### (指名に当たっての留意事項)

第4条 指名競争入札に参加する者を指名するに当たっては、次に掲げる事項について特に留意しなければならない。

(1) 請負者が建設業法第16条に規定する下請契約を締結することが予想される建設工事にあつては、特定建設業の許可の取得の有無

(2) 不誠実な行為の有無

(3) 経営状況

(4) 工事の成績

(5) 工事施工能力

(6) 当該工事に対する地理的条件

(7) 手持の工事の状況等

(8) 当該工事の施工に当たっての技術的適性

(9) 安全管理の状況

(10) 労働福祉の状況

2 前項各号に掲げる事項の運用基準は、別表第3に定めるとおりとする。

### (指名の特例)

第5条 第3条の規定にかかわらず、当該工事について、次の各号の一に該当する事情がある場合は、有資格者以外の者で建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業者」という。）の中から指名することができるものとする。

(1) 特に緊急を要するとき。

(2) 工事の施工に特別の技術を要するとき。

(3) 工事の施工について、法令の規定により官公署の許可又は認可を必要とし、当該許可又は認可を受けた者が少数であるとき。

(4) 有資格者が少数又は皆無のとき。

(5) その他特別に必要なと認められるとき。

### (特別な指名競争入札)

第6条 第3条の規定にかかわらず、技術資料を提出させる等の特別な指名競争に参加するを指名する場合の基準は、別に定める。

### (入札審査委員会)

第7条 建設工事を主管する部(局)長は、建設業者の指名その他必要な事項を審議するため、入札審査委員会を設けるものとする。

2 前項の入札審査委員会は、建設工事を主管する部(局)長、関係課長等をもって構成するものとする。

3 前項の事務について必要な事項は、建設工事を主管する部(局)長が別に定めるものとする。

### (測量業者等の取扱い)

第8条 第2条、第3条第1項(各号を除く。)、第4条(第1項第1号を除く。)、第5条及び前条の規定は、県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の指名競争入札に参加する者の指名について準用する。この場合において、第2条中「建設工事」とあるのは「測量、建設コンサルタント等業務」と、第3条中「次に定める場合を除き、別表第1に定めるところにより、当該工事の工事種別ごとの発注予定金額に相当する前条の請負業者有資格者名簿による等級に属する有資格者」とあるのは「有資格者」と、第4条第1項中「工事」とあるのは「業務」と、第5条中「工事」とあるのは「業務」と、「建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者(以下「建設業者」という。)」とあるのは「それぞれの法令による登録を受けて当該業務を営む者(以下「測量業等」という。)」と、前条中「建設工事」とあるのは「測量、建設コンサルタント等業務」と、「建設業者」とあるのは「測量業者等」と読み替えるものとする。

2 測量業者等については、等級は付さないものとする。

### (随意契約に係る見積書を提出する者の選定)

第9条 第2条から第5条まで及び第7条の規定は、県が発注する建設工事の随意契約に係る見積書を提出する者の選定について準用する。

2 前条の規定は、県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の随意契約に係る見積書を提出する者の選定について準用する。

附則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年5月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年5月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

指 名 基 準 表

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額
土木一式工事	A	850以上	3,000万円以上
	B	760以上 850未満	1,500万円以上 3,000万円未満
	C	680以上 760未満	500万円以上 1,500万円未満
	D	680未満	500万円未満

備考 「総合点数」とは、第2条の請負業者有資格者名簿に定める総合点数をいい、次の(1)又は(2)により算定する(以下同じ。)

(1) 県内に主たる営業所を有する建設業者に係る総合点数は、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査による数値(以下、「経審点数」という。)と別に定める主観的事項の審査による数値を合計して算定する。

(2) 県外に主たる営業所を有する建設業者に係る総合点数は、経審点数をもって算定する。

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額
建築一式工事	A	780以上	5,000万円以上
	B	720以上 780未満	2,000万円以上 5,000万円未満
	C	640以上 720未満	500万円以上 2,000万円未満
	D	640未満	500万円未満

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額
舗装工事	A	840以上	1,000万円以上
	B	700以上 840未満	300万円以上 1,000万円未満
	C	700未満	300万円未満

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額
造園工事	A	760以上	1,000万円以上
	B	700以上 760未満	300万円以上 1,000万円未満
	C	700未満	300万円未満

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額
設備工事	A	790以上	2,000万円以上
	B	730以上 790未満	1,000万円以上 2,000万円未満
	C	650以上 730未満	300万円以上 1,000万円未満
	D	650未満	300万円未満

備考 「設備工事」とは、管工事、電気工事、電気通信工事、清掃施設工事、消防施設工事及び機械器具設置工事をいう。

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額
その他工事	A	750以上	1,500万円以上
	B	720以上 750未満	700万円以上 1,500万円未満
	C	680以上 720未満	300万円以上 700万円未満
	D	680未満	300万円未満

備考 「その他工事」とは、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、造園工事及び設備工事以外の工事をいう。

別表第2（第3条関係）

直近上位又は下位の等級に属する有資格者を指名する場合の基準

等級	指名できる有資格者の等級及び割合	摘 要
A	等級がAである者50パーセント以上 等級がBである者50パーセント未満	ただし、等級がAである工事の発注予定金額の下限額の1.5倍を超える発注予定金額の工事については、等級がBである者を指名することができない。
B	等級がBである者50パーセント以上 等級がA又はCである者50パーセント未満	ただし、等級がBである工事の発注予定金額の下限額の1.5倍を超える発注予定金額の工事については、等級がCである者を指名することができない。
C	等級がCである者50パーセント以上 等級がB又はDである者50パーセント未満	ただし、等級がCである工事の発注予定金額の下限額の1.5倍を超える発注予定金額の工事については、等級がDである者を指名することができない。
D	等級がCである者50パーセント未満 等級がDである者50パーセント以上	

備考 ただし、特に必要があるときは、この割合によらないことができる。

### 別表第3(第4条関係)

#### 指名に当たっての留意事項の運用基準

留意事項	運用基準
1 請負者が建設業法第16条に規定する下請契約を締結することが予想される建設工事にあつては、特定建設業の許可の取得の有無	
2 不誠実な行為の有無	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。</p> <p>石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中であること。          県の発注に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められること。          ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。          イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。          警察当局から、県に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不相当であると認められること。</p>
3 経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないものとする。          会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始開始の申立てがなされている者(手続開始決定後、別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けたものは除く。)は、指名しないものとする。</p>
4 工事の成績	<p>(1) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。          (2) 優良工事の表彰等を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は十分尊重するものとする。</p>
5 工事施工能力	<p>完成工事高、有資格技術職員数を勘案するものとする。</p>

留 意 事 項	運 用 基 準
6 当該工事に対する地理的条件	<p>当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に施工できるかどうか総合的に勘案するものとする。</p>
7 手持の工事の状況等	<p>(1) 手持ち工事の件数、工事現場従業員の保有状況から判断して当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(2) 当該年度の指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないよう配慮するものとする。</p>
8 当該工事の施工に当たっての技術的適性	<p>次の事項に該当する場合は、技術的適性を評価するものとする。</p> <p>当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる工事の施工実績があること。</p> <p>地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p> <p>当該工事を施工するに足りる機械装備が確保できると認められること。</p>
9 安全管理の状況	<p>(1) 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないものとする。</p> <p>(2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(3) 過去2年間に死亡者の発生又は休業4日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重するものとする。</p>
10 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないものとする。</p> <p>(2) 勤労者退職金共済機構又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているか、又は証紙の購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重するものとする。</p>